

仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十二年六月二十二日

提 出 者

議 員

花 木

則 彰

〃

嵯 峨

サダ子

〃

ふなやま

由 美

〃

高 見

のり子

〃

すげの

直 子

賛 成 者

議 員

福 島

かずえ

仙 台 市 議 会 議 長

野 田 讓 様

## 仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

仙台市政務調査費の交付に関する条例（平成十三年仙台市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「（別に定めるものを除く。）」を削る。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第九条第六項の規定は、この条例の施行の日以後に提出する収支状況報告書に係る領収書等の写しについて適用する。

### 理 由

政務調査費の交付に関し、政務調査費の使途の透明性を高めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。